

「医療措置協定」締結等に向けた事前調査に係る Q&A

(令和 5 年 10 月 2 日 第 2 版)

目次

No	質問事項	頁
Q1	対象の「すべての医療機関」とは、独立していない診療所（企業内の病院や特別養護施設内の病院）も含むか。	2
Q2	YouTube 掲載の説明動画と説明会の内容は同じか。	3
Q3	医療機関向け回答方法について、電子申請システムの入り方がわからない。通知に記載された URL を入力してもたどりつけない。	3
Q4	事前調査の回答票（Excel ファイル）の選択タブが出てこない。	3
Q5	数か月前に G-MIS で回答したばかりなので、今回は回答しなくても良いか。回答の負担が大きい。	3
Q6	自宅療養者等への医療提供について、コロナのときは電話で自宅療養者への対応をしていたが、事務員が足りず今後そういった対応が出来るかわからない。	3
Q7	流行初期以降も補助はあるか。	3
Q8	第 2 種協定医療機関は発熱外来と自宅療養者への対応を両方する必要はあるか。	4
Q9	自宅療養者等への医療提供のなかの 4：健康観察とはどういった内容ができればよいか。	4
Q10	PPE 着用研修のみでも記載の研修に該当するか。	4
Q11	圏域の中での医療機関の役割分担で取り組んできたが、協定には関係するのか。	4
Q12	感染症指定医療機関であっても「医療措置協定」を改めて締結する必要があるのか。	4
Q13	「対面診療」とは、同じ部屋に入っただけの対応を意味しているのか。患者は車内やアクリル板等で仕切られた場所に滞在し、医師は電話やタブレットを用いて診察等を行った場合も含むのか。逆に「対面」なので、看護師が対面し、検体採取や問診等を行い、医師が電話で診察した場合は含まなくてよいか。	4

Q14	医療提供の内容「1. 通常の対面診療」とは自宅療養者等が来院し、外来を受診することを意味しているのか。	5
Q15	自宅療養者について、医療の提供者は、どの職種を想定しているのか。医師だけか。例えば、訪問看護師による看護行為や医師以外の職員による電話相談、健康観察等は含まれるのか。	5
Q16	宿泊療養者への対応、とは、今までおこなってきた「輪番対応」を意味するのか。	5
Q17	あくまでも基礎疾患の悪化等による入院(転院)ではなく、今までおこなってきた「後方支援」を意味するのか。	5
Q18	「自院等で感染症が拡大していない想定」と書かれているが、クラスターが起きていない状況だけを想定しているのか。自院でクラスターが発生していなくとも、市中で感染が拡大している状況(発熱外来・受入病床が逼迫している状況)であれば、派遣は難しい。派遣先で役割・業務を遂行できる(資格等を有している)人数を回答すればよいのか。マンパワー的に派遣可能な人数を回答すればよいのか。	5
Q19	インфекションコントロールドクターの人数とは、自施設で実際に感染症対策室等に所属している人数をいうか。	5
Q20	人材派遣の人数は、感染症医療担当と感染症予防担当両方含まれるか。	6
Q21	同じ人が複数回別の目的(感染症医療担当、感染症予防担当)で派遣されたときは実人数か延べ人数か。	6
Q22	発熱外来の検査数の項目で、入院患者に対して行った検査も数に含まれるか。	6
Q23	宿泊療養施設患者の健康観察というのは、医療機関側から自発的に行ったもののみを指すのか。宿泊療養施設側からの問い合わせ等に応じたことは含まれるか。	6
Q24	自宅療養者への医療提供体制の選択項目で、「訪問又はオンラインによる服薬指導」とあるが、電話での服薬指導はこれに該当するか。現在の診療報酬で電話対応は対象外となっていることをから、該当しないという理解でよいか。	6

Q1 対象の「すべての医療機関」とは、独立していない診療所(企業内の病院や特別養護施設内の病院)も含むか。

- 独立していない診療所(企業内の病院や施設内の病院)も含まれます。回答できない項目については無回答で結構ですので、調査にご協力をお願いします。

Q2 YouTube 掲載の説明動画と説明会の内容は同じか。

- 基本的に内容は同じです。説明会での質疑応答は Q&A として HP にて随時更新しますので、そちらもあわせてご確認ください。

Q3 医療機関向け回答方法について、電子申請システムの入り方がわからない。通知に記載された URL を入力してもたどりつけない。

- 通知記載の URL について、変換が正常に行われな場合があります。正しくは、https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35882 になります。

Q4 事前調査の回答票 (Excel ファイル) の選択タブが出てこない。

- Excel に直接打ち込んでいただいて結構です。また、HP にタブ選択できる様式を掲載していますので、そちらもご活用ください。

Q5 数か月前に G-MIS で回答したばかりなので、今回は回答しなくても良いか。回答の負担が大きい。

- G-MIS は国の予算等を検討するための調査になります。今回は実際に医療体制を検討するための調査になりますので、大変お手数をおかけしますがご回答をお願いします。

Q6 自宅療養者等への医療提供について、コロナのときは電話で自宅療養者への対応をしていたが、事務員が足りず今後そういった対応が出来るかわからない。

- 自宅療養者等への医療の提供は、現時点の見込みで構いませんので、対応可否のご回答をお願いいたします。

Q7 流行初期以降も補助はあるか。

- 新型コロナ対応と同様の補助が検討されています。情報が次第共有させていただきます。

Q8 第2種協定医療機関は発熱外来と自宅療養者への対応を両方する必要はあるか。

- いずれか1つの項目のみでもご対応いただける場合は、第2種協定医療機関となります。

Q9 自宅療養者等への医療提供のなかの4：健康観察とはこういった内容ができればよいか。

- 療養期間中に架電等(独自のシステムを使用している場合も含む)で療養者の健康状態を確認いただく等のご対応を想定しています。

Q10 PPE着用研修のみでも記載の研修に該当するか。

- PPE着用のみの研修等においても予定に含めていただくようお願いいたします。

Q11 圏域の中での医療機関の役割分担で取り組んできたが、協定には関係するのか。

- 新型コロナ対応と同様の対応を想定しているため、現在の役割分担を参考にさせていただき、ご協力いただける項目等について回答をお願いします。
- また、新たな項目についても、ご協力いただける見込みの場合は、回答をお願いします。

Q12 感染症指定医療機関であっても「医療措置協定」を改めて締結する必要があるのか。

- 全医療機関が対象となりますので、締結のご協力をお願いいたします。

Q13 「対面診療」とは、同じ部屋に入っただけの対応を意味しているのか。患者は車内やアクリル板等で仕切られた場所に滞在し、医師は電話やタブレットを用いて診察等を行った場合も含むのか。逆に「対面」なので、看護師が対面し、検体採取や問診等を行い、医師が電話で診察した場合は含まなくてよいか。

- 患者が来院して診察を受けることを意味していますので、両者ともに含まれます。

Q14 医療提供の内容「1. 通常の対面診療」とは自宅療養者等が来院し、外来を受診することを意味しているのか。

- 貴見のとおりです。

Q15 自宅療養者について、医療の提供者は、どの職種を想定しているのか。医師だけか。例えば、訪問看護師による看護行為や医師以外の職員による電話相談、健康観察等は含まれるのか。

- 医師のみならず、訪問看護師による看護行為や医師以外の職員による電話相談、健康観察等も含まれます。

Q16 宿泊療養者への対応、とは、今までおこなってきた「輪番対応」を意味するのか。

- 宿泊療養者へのあらゆる対応を意味しますので、輪番対応も含まれます。

Q17 あくまでも基礎疾患の悪化等による入院(転院)ではなく、今までおこなってきた「後方支援」を意味するのか。

- 貴見のとおりです。

Q18 「自院等で感染症が拡大していない想定」と書かれているが、クラスターが起きていない状況だけを想定しているのか。自院でクラスターが発生していなくとも、市中で感染が拡大している状況(発熱外来・受入病床が逼迫している状況)であれば、派遣は難しい。派遣先で役割・業務を遂行できる(資格等を有している)人数を回答すればよいのか。マンパワー的に派遣可能な人数を回答すればよいのか。

- マンパワー的に派遣可能な人数をご回答ください。

Q19 インфекションコントロールドクターの人数とは、自施設で実際に感染症対策室等に所属している人数をいうか。

- 医療機関に所属している資格者の人数をご回答ください。

Q20 人材派遣の人数は、感染症医療担当と感染症予防担当両方含まれるか。

- 感染症医療担当と感染症予防担当両方含みます。

Q21 同じ人が複数回別の目的（感染症医療担当、感染症予防担当）で派遣された場合、回答は実人数か延べ人数か。

- 重複なしの実人数でご回答ください。

Q22 発熱外来の検査数の項目で、入院患者に対して行った検査も数に含まれるか。

- 入院患者に対して行った検査は含まず、発熱外来における検査数のみをご回答ください。

Q23 宿泊療養施設患者の健康観察というのは、医療機関側から自発的に行ったもののみを指すのか。宿泊療養施設側からの問い合わせ等に応じたことは含まれるか。

- 宿泊療養施設患者への健康観察に係るすべての対応を指すため、宿泊療養施設側からの問い合わせに応じた実績も含みます。

Q24 自宅療養者への医療提供体制の選択項目で、「訪問又はオンラインによる服薬指導」とあるが、電話での服薬指導はこれに該当するか。現在の診療報酬で電話対応は対象外となっていることをから、該当しないという理解でよいか。

- コロナ流行当時、電話での対応も診療報酬の対象としており、新興感染症まん延時も同様の対応が考えられるため、電話での服薬指導は「訪問又はオンラインによる服薬指導」に該当します。